

令和5年度（2023年度）働く世代からの認知症予防事業にかかる 啓発プロモーション業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和5年度（2023年度）働く世代からの認知症予防事業にかかる啓発プロモーション業務

2. 業務の背景・目的

新型コロナウイルス感染症対策における自粛生活が長引いたことにより、認知症予防に有効な「運動」「社会交流」「コミュニケーション」等活発な精神活動が難しくなっていることから、認知症対策は喫緊の課題となっている。

また、保健医療の観点では、認知症予防について、予防可能な認知症の危険因子を改善することで、認知症の発症を遅らせたり進行を緩やかにすることが期待できるとの医学的知見が集積されていることから、本市では、今が認知症への関心を高める好機であるととらえている。

以上の背景をふまえ、本業務は、予防可能な危険因子が中年期（40～50代）の難聴や高血圧、肥満など、生活習慣病や生活行動に関わることであることから、市民特に働く世代（中年期40～50代）および若年層（20～30代）に向け、認知症危険因子など認知症にかかる正しい知識を知ってもらい、リスクを軽減できるよう生活改善の方法や認知症への理解を深めてもらうとともに、健康増進への意識を高め、生活習慣の改善など行動変容を促すための効果的な周知啓発を行うことを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

4. 業務委託内容

①啓発動画の制作（5分および15秒バージョン）

- ・5分バージョン：認知症危険因子の正しい知識の習得および改善予防策等の啓発。
- ・15秒バージョン：上記を要約し、15秒にしたもの。

※音声・イラスト・アニメーションの使用や撮影等提案による。

※動画は、市公式YouTube、市保健所公式Twitter、Instagram、市役所サイネージ等での使用を想定。

②パンフレット・ポスターのデザイン

- ・パンフレット仕様：カラー、A4サイズ（A3二つ折り）で4ページ相当の情報量を想定。イラスト・マンガ等で分かりやすく説明されたもの
- ・ポスター仕様：カラー、B2サイズを想定。デザインイメージはパンフレットと統一
- ・校正はパンフレットおよびポスターともに3回

(※①②について特記事項)

- ・啓発動画、パンフレット・ポスターデザインは統一性のあるものとする。
- ・作成はイラストレーション、マンガ、人物を介しての撮影、アニメーション（啓発動画）等様々な手法により、働く世代（中年期 40～50 代）および若年層（20～30 代）の目に留まる内容とする。
- ・インパクトのあるタイトルやストーリー性があり、当該対象者が理解しやすい内容を提案
- ・本市が指名する認知症予防専門医の監修が含まれます。（依頼等は市が行います）

③ノベルティの制作（制作の目安：2,000 個以上）

- ・働く世代（中年期 40～50 代）および若年層（20～30 代）に興味を持たせ、イベント等に参加したくなる呼び水としての効果を持つものであり、かつ汎用性があるもの
- ・イベント等で広く配布できるもの
- ・複数種類の制作も可とする。

④その他プロモーション

働く世代（中年期 40～50 代）および若年層（20～30 代）の市民に向け、さまざまな手法、媒体（例えば、広告紙掲出・鉄道沿線各駅での広告、WEB を活用した宣伝、プロモーションイベントの開催、他イベントへの出展など）を活用し、本事業を効果的・魅力的にアピールすること。活用する手法・媒体、そのねらい等は提案による。

なお、当該プロモーションにあたっては、①の啓発動画、②のパンフレット・ポスターのデザイン、③のノベルティを最大限に活用すること。

5. 成果物

- (1) 上記 4 の内容物一式
- (2) 上記 4 ①の動画データ（YouTube、Instagram 等で活用できる動画形式で、DVD 等の記録媒体で納品）
- (3) 上記 4 ②のデザインデータ一式（PDF データ、jpg データ、ai データ）
- (4) 上記 4 ③の納品
- (5) 上記 4 ④を記録・保存できるような記録用データ
- (6) 本事業の実績報告書の提出

6. その他

- (1) 上記 4 で制作したデザイン等については、商標権、著作権等第三者の権利を侵害することのないよう、あらかじめ提案事業者において、第三者の諸権利の円滑な処理を行ったうえで提案すること。
- (2) 上記 4 で制作したデザイン等について、今後は市が有する様々な別の媒体等でも使用することを想定しています。当該デザイン等の著作権等が受注者に発生する場合

においては、デザイン等の一部を改変して使用したり、著作権法第 27 条及び 28 条の権利並びに著作者人格権の不行使を含め、受注者はこれを了解してください。

- (3) また、上記 4 で制作したデザイン等の著作権等が第三者に発生する場合には、上記 (1) の内容を受注者は発注者に保証してください。
- (4) この仕様書の業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容を踏まえ、改めて優先交渉権者決定後、市と協議し、作成するものとします。